

令和8年度 第1回瀬戸市固定資産評価審査委員会

令和8年8月5日(水)

午後1時30分から

瀬戸市役所東庁舎4階大会議室

議 題

1 委員長・合議体・審査長について（資料1）

（1）委員長の選出

（2）委員長職務代理者の指名

（3）合議体の指定等

2 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について（資料2）

3 固定資産評価審査申出の状況について（資料3）

4 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について
（資料4）

5 その他

1 瀬戸市固定資産評価審査委員会条例（抄）

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。
- 6 委員長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 地方税法（抄）

（合議体）

第428条 固定資産評価審査委員会は、委員のうちから固定資産評価審査委員会が指定する者3人をもって構成する合議体で、審査の申出の事件を取り扱う。

- 2 前項の合議体を構成する者のうちから固定資産評価審査委員会が指定する者1人を審査長とする。
- 3 第1項の合議体は、当該合議体を構成する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 4 第1項の合議体の議事は、当該合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧結果

縦覧期間 令和8年4月1日(水)～令和8年5月11日(月)

縦覧会場 庁舎3階 税務課 4番窓口

1 受付人数

53名 (来庁人数:44名、郵送申請人数:9名)

2 種別

縦覧のみ	5名
閲覧のみ	46名
縦覧及び閲覧	2名
合計	53名

3 資産別

合計			
94件			
縦覧		閲覧	
13件		81件	
土地	7件	土地	44件
家屋	6件	家屋	34件
		償却資産	3件

《参考》過去の結果

	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
受付人数	5 3 名	5 9 名	6 0 名	3 3 名	3 3 名

令和 8 年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	5 名
	閲覧	4 6 名
	縦覧及び閲覧	2 名
	合計	5 3 名

令和 7 年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	2 名
	閲覧	5 1 名
	縦覧及び閲覧	6 名
	合計	5 9 名

令和 6 年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	9 名
	閲覧	4 5 名
	縦覧及び閲覧	6 名
	合計	6 0 名

令和 5 年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	9 名
	閲覧	2 1 名
	縦覧及び閲覧	3 名
	合計	3 3 名

令和 4 年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	1 0 名
	閲覧	1 9 名
	縦覧及び閲覧	4 名
	合計	3 3 名

令和8年度固定資産評価審査申出の状況

1 令和8年度の審査申出期間（地方税法第432条）

◎公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで

令和8年4月1日（水）から 令和8年7月17日（金）まで

- ・ 公示の日： 令和8年4月1日（水）
- ・ 納税通知書発送日： 令和8年4月10日（金）
- ・ 納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日

（評価庁調査）：到達する日を最大7日として令和8年7月17日（金）まで

2 審査申出件数

年 度	令和8年度	令和7年度	令和6年度 （評価替）	令和5年度	令和4年度
土 地	0 件	0 件	1 件 ※1	0 件	1 件
家 屋	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
償却資産	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件

※1 形式審査に入る前に取下げされた

3 審査結果

年 度	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
却下（不受理）	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
全部認容	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
一部認容	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
棄 却	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
却 下	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件

○瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (抄)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年10月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員の服務の状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他市長が必要と認める事項

令和7年度瀬戸市固定資産評価審査委員会事務局の人事行政の運営の状況（条例第2条）

1 職員の任免及び職員数に関する状況

書記4人

（書記は、瀬戸市監査委員事務局職員兼公平委員会事務局職員を併任）

2 職員の人事評価の状況

瀬戸市一般行政職員に同じ

3 職員の給与の状況

瀬戸市一般行政職員に同じ

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

瀬戸市一般行政職員に同じ

5 職員の休業の状況

なし

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

なし

7 職員の服務の状況

瀬戸市一般行政職員に同じ

8 職員の退職管理の状況

瀬戸市一般行政職員に同じ

9 職員の研修の状況

なし

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

瀬戸市一般行政職員に同じ